

9 臨床栄養師認定試験実施細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定試験(以下「認定試験」という。)について、必要事項を定める。

2 認定試験の実施に関しての必要事項は、臨床栄養師認定審査会(以下「審査会」という。)で審査し、理事会の議決を経て、あらかじめ機関誌等で公表する。

3 認定試験は、毎年1回実施するものとする。

(合格基準)

第2条 合格基準は、総点数の60%を標準とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない科目のある者は、不合格とすることができる。

2 審査会は、認定試験の結果を審査の上、合否を判定する。

3 審査会は、第2項に規定する事項の一部を臨床栄養師研修員会に委託することができる。

(合格通知等)

第3条 理事会は、認定試験に合格した者に対して臨床栄養師認定試験合格通知書(様式第(験)ー02号)を発行し、認定試験不合格者には、臨床栄養師認定試験結果通知書(様式第(験)ー03号)を発行する。

2 臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定研修(以下「認定研修」という。)の修了者で、認定試験を不合格となった者は、その後行なわれる認定試験の受験を3年間に限り認める。

(受験資格)

第4条 学会が実施する認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 臨床栄養師資格認定細則第3条に規定する者
- (2) 認定研修を終了していること
- (3) 禁治産者及び準禁治産者でないこと

(試験免除)

第5条 臨床栄養師認定研修履修互換認定細則第2条⑫⑬⑭に該当する者のうち、臨床栄養師研修委員会が次の各号のいずれかに該当し、臨床栄養師資格認定者と同等以上の能力があると判断した場合には、試験を免除することができる。

- (1) 臨床栄養師研修及び継続研修等の講師やその経験者
- (2) 役員会、総会、分科会、地方会、委員会等での活躍や貢献の認められる者
- (3) 臨床栄養師研修施設の申請を行った監督責任者
- (4) 臨床栄養師研修施設において、監督責任者を除く臨床研修指導に当たる管理栄養士。ただし、1施設1名までとし、研修責任者(施設代表者)から推薦のあった者。

(試験科目)

第6条 臨床栄養師の認定試験科目は臨床栄養師認定講座実施細則第3条に規定する研修科目と同一とする。

(受験申込)

第7条 認定試験を受けようとする者(以下「受験申込者」という。)は、臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項に規定する書類を学会に提出しなければならない。

(書類様式)

第8条 認定試験に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定試験書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第9条 認定試験にかかる費用については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 令和5年4月1日以降に第5条を削除する。
- 4 この細則は、平成31年3月に改定され、平成31年4月以降の事項について適用する。
- 5 この細則は、令和2年3月に改定され、令和2年4月以降の事項について適用する。
- 6 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。